

紙面総会用

令和8年度

PTA総会

資料



令和8年4月17日（金）

※Web上に掲載

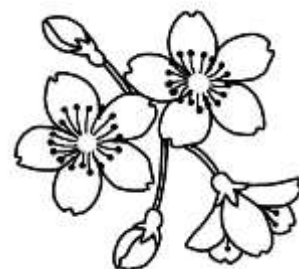
議決用アンケート
回答締め切り日

令和8年4月23日（木）

光井小学校PTA

目 次

◇ 令和7年度 P T A活動報告	1 ~ 5
○ 執行部	○ 知育部
○ 徳育部	○ 体育部
○ 地域・環境部	
◇ 令和7年度 P T A会計決算報告	6
◇ 令和7年度 P T A事業会計決算報告	7
◇ 令和8年度 P T A評議員一覧表	8
◇ 令和8年度 各部年間活動計画案	9
◇ 令和8年度 P T A会計予算案	10
◇ 令和8年度 P T A事業会計予算案	11
◇ 光井小学校 P T A会則	12 ~ 15
◇ 光井小学校 P T A慶弔規定	16
◇ 学校から	17 ~ 19



令和7年度 執行部 活動報告書

月日	行事名	月日	行事名
令和7年		令和8年	
4月1日	会計監査実施	1月9日	執行部会
4月12日	入学式	1月27日	令和8年度学年評議委員選出
4月10日	新旧評議員会 & 常任委員会	1月29日	令和8年度新1年生学年評議委員選出
4月18日	PTA総会Web文書発出	2月2日	各専門部へ年度末アンケート依頼
4月28日	執行部会	2月2日	第3回小中合同学校運営協議会
5月1日	第1回小中合同学校運営協議会	2月20日	合同会議（執行部、学校、地域環境部、連絡係）
5月7日	PTA総会議決結果報告書配布	3月9日	PTA 広報 3月号 発行
5月10日	PTA奉仕作業(草刈り)	3月18日	卒業証書授与式
5月24日	春季大運動会(前日24日夕方駐車場準備)	3月31日	PTA 会計監査
5月25日	春季大運動会		
6月13日	山口県PTA指導者研修大会兼PTA家庭教育リーダー研修会		
6月14日	光市小中学校PTA連合会 第1回定例総会		
6月20日	光市保健委員会		
7月3日	第1回学校保健安全委員会		※毎月3・21日 あいさつ運動実施
7月14日	執行部会		※他、光市PTA連合会、山口県PTA連合会、
7月18日	広報7月号 発行		県P連研修大会光大会実行委員会関連の会議等
7月30日	おやこ料理教室		多数あり。
8月2日	中国ブロックPTA研修大会広島市大会		
8月8日	第2回小中合同学校運営協議会		
8月20日	教育フォーラムin光		
8月23日	PTA奉仕活動（草刈作業）		
8月30日	みつい夏祭り手伝い		
9月2日	第2回光市小中PTA連合会会長・副会長会		
9月3日	執行部会		
10月3日	光井小単独学校運営協議会		
10月19日	みつい祭り手伝い		
10月30日	新1年生就学前健診（PTA 活動案内実施）		
10月22日	人権教育講演会(参観日)		
11月12日	執行部会		
11月18日	光市小中学校PTA連合会 第2回定例総会		
11月19日	人権教育講演会		
12月9日	学校保健委員会		
12月12日	山口県PTA 研修大会 光大会 前日準備		
12月13日	山口県PTA 研修大会 光大会 開催		
12月23日	PTA 広報 12月号 発行		

令和7年度 知育部活動報告

《活動内容》

- ・ 広報誌の作成
- ・ CS 会議の出席と会議内容のシェア
- ・ 講演会への出席
- ・ ベルマーク回収の呼びかけと点数の計算
- ・ 教育に関する活動
- ・ 運動会当日に各トイレ掃除を各部で担当
- ・ 選書会の手伝い
- ・ 人権教育講演会の開催
- ・ リサイクル制服販売活動
- ・ 卒業式の手伝い

活動報告	
日時	活動
4月12日	常任委員会 部長・副部長決定。各担当者決定。
5月1日	CS 合同協議会①
5月2日	教育講演会講師決定。
5月8日	ベルマーク収集文書の配布
5月25日	運動会後、体育館トイレ掃除実施
7月14日	ベルマーク仕分け作業
8月8日	CS 合同協議会②
10月2日	CS 合同協議会③
11月19日	人権教育講演会 部員全員出席。講演会后、ベルマーク仕分け作業。
11月24日	広報誌（12月号）文書作成、提出（内容；人権教育講演会について）
12月6日	リサイクル制服販売実施（光井小フェスティバル当日、音楽室で実施）
1月31日	広報誌（3月号）文書作成、提出（内容；一年間のお礼文）
2月2日	CS 合同協議会④
2月12日	会計監査
3月19日	卒業式手伝い

令和7年度 徳育部活動報告

月日	行 事 名
4. 12	評議委員会
4月中旬	PTA春の奉仕作業プリント作成 配布
5. 1	小中合同学校運営協議会 (CS)
5. 10	PTA春の奉仕作業実施
5月下旬	広報誌用記事作成 (7月号)
5. 25	運動会後のトイレ清掃 (プール横)
6. 21	光市人権教育指導者研究会 (ハートフルDAY in光)
7月上旬	PTA夏の奉仕作業プリント作成 配布
8. 5	光市人権教育指導者研究会定例会
8. 8	小中合同学校運営協議会 (CS)
8. 20	教育フォーラム
8. 23	PTA夏の奉仕作業実施
9. 11	光市いどばた人権講座
12. 13	山口県PTA研修大会光大会
12. 20	光市人権を考えるつどい
R8 2月	広報誌記事作成 (3月号)
2. 2	小中合同学校運営協議会 (CS)
2. 21	光市青少年健全育成推進大会

令和7年度 体育部活動報告

月 日	行 事 名
4月12日	評議員会
5月1日	小中合同学校運営協議会（親子料理教室担当者顔合わせ）
5月中旬	親子料理教室メニュー決め
5月24日	春季大運動会後のトイレ掃除（南校舎）
6月末日	親子料理教室参加申込書配布
6月中旬～ 7月中旬	水泳学習時監視ボランティア参加
7月17日	親子料理教室参加者集計、リスト作成、集金
7月3日	学校保健安全委員会
7月末	広報12月号原稿記事作成、提出
7月30日	親子料理教室
8月8日	小中合同学校運営協議会
8月20日	教育フォーラム in 光
11月19日	PTA 人権教育講演会
11月中旬～ 12月末	奉仕活動（グラウンドの落ち葉清掃）
12月9日	光井小中学校合同学校保健安全委員会
12月13日	山口県 PTA 研修大会光大会
12月20日	光市人権を考えるつどい
12月	広報12月号学校保健安全委員会記事掲載
1月末	広報3月号記事作成、提出
2月2日	小中合同学校運営協議会
3月	会計監査

地域・環境部

月日	行 事 名
4.12	評議委員会
5月	6～10月の立哨当番表作成及び配布 (作成期間は各地区により異なる)
5.1	第1回小中合同学校運営協議会
8.8	第2回小中合同学校運営協議会
8.20	「光市教育フォーラム」に参加 夏休み特別街頭パトロール
9月	11月～R8.3月までの立哨当番表作成及び配布 (作成期間は各地区により異なる)
10.2	第3回小中合同学校運営協議会 学校のみで開催 (PTAは出席なし)
11月	来年度の地域環境部・連絡系の選出
12.13	「山口県PTA 研修大会 光大会」に参加
12.20	「光市人権を考えるつどい」に参加 冬休み特別街頭パトロール
R8	
2月	新登校班の作成 R8.4～5月までの立哨当番表作成及び配布 (作成期間は各地区により異なる)
2.2	第4回小中合同学校運営協議会 春休み特別街頭パトロール

令和7年度 PTA会計決算報告書

1 収入の部

(単位 円)

項目	予算額	決算額	増減	備 考
1 繰り越し金	484,405	484,405	0	
2 会費	901,200	903,600	2,400	
保護者会費	808,200	810,600	2,400	転出入による
職員会費	93,000	93,000	0	
3 雑収入	395	7,036	6,641	
利 子	395	884	489	
雑収入	0	6,152	6,152	総合保障制度加入促進費
収 入 合 計	1,386,000	1,395,041	9,041	


2 支出の部


科 目	予算額	決算額	残額	備 考
事務費	30,000	16,268	13,732	ベルマーク送料、インク
会議費	15,000	0	15,000	
慶弔費	120,000	74,000	46,000	旧役員饞別、香典、お饞別、花束
文化活動費	435,000	254,216	180,784	
(活動促進費)	115,000	48,811	66,189	混合油、駐車場案内作業委託
(広報誌印刷)	200,000	135,300	64,700	広報みつい印刷
(保険料)	70,000	67,550	2,450	交通指導保険料
(執行部)	10,000	0	10,000	活動費
(知育部)	10,000	79	9,921	活動費
(徳育部)	10,000	2,366	7,634	活動費
(体育部)	10,000	110	9,890	活動費
(地域・環境部)	10,000	0	10,000	活動費
図書費	300,000	257,340	42,660	児童用図書、小学生新聞
児童活動費	300,000	165,288	134,712	行事補助等
旅費	10,000	0	10,000	
負担金	90,000	85,035	4,965	県・市P連負担金・PTA安全互助会費、緑の募金
予備費	86,000	0	86,000	
支 出 合 計	1,386,000	852,147	533,853	

3 差引残高 1,395,041 - 852,147 = 542,894

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和8年3月31日

監事 高田 耕作 

監事 樋口 真恵 

令和7年度 PTA事業会計決算報告書

1 収入の部

(単位 円)

項目	予算額	決算額	備考
前年度繰越金	426,970	426,970	
バザー収益	0	4,500	制服販売
雑収入	0	428,765	市地子連光井支部より
利息	30	1,178	
収入合計	427,000	861,413	

2 支出の部


科目	予算額	決算額	備考
折りたたみ椅子,電波掛時計,モニターナウツトイ	0	4,827	卒業記念品代不足分補助
支出合計	0	4,827	

3 差引残高 861,413 - 4,827 = 856,586

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和 8年 3月 31日

監事 高田 耕作 

監事 樋口 真恵 

令和8年度 PTA評議員一覧表

◎印 部長 ○ 副部長

役職名		氏名		住所		氏名		住所				
会長		金子 裕之		濃厚						校長 教頭 役員数 6		
副会長		歳行 聡美		西ヶ迫		高田 耕作		脇田				
監事		米正 裕		戎町		池上 可奈子		錦町				
書記		樋口 真恵		西ヶ迫								
評 議 員	学 年 評 議 員	学 び 合 い 部	1年	板村 裕貴	浴・浴団地	1年	末永 春香	緑ヶ丘・緑ヶ丘団地	2年	綾香 未来	浴団地	役員数 9
			3年	東 真由子	戸仲西	3年	門永 愛	緑ヶ丘・緑ヶ丘団地	4年	松崎 奈都美	紺屋浴	
			5年	○ 有田 麻愉	中央町	5年	◎ 豊永 梓	中央町	6年	阿部 芙美	金山	
		心 豊 か 部	1年	渡辺 綾	紺屋浴団地	1年	山本 侑紀子	高畑	2年	◎ 松井 奈津子	紺屋浴	役員数 9
			3年	○ 立澤 由加里	長尾台・西ヶ迫	3年	鳥枝 里美	緑ヶ丘・緑ヶ丘団地	4年	村上 宗大	脇田	
			5年	栗本 香枝	戸仲	5年	木村 直美	濃厚	6年	森川 真裕	浴	
		す こ や か 部	1年	松本奈穂美	浴	1年	榊原 由香理	浴	2年	片岡 彩花	浴	役員数 9
			3年	林 茜	浴・浴団地	3年	○ 恵元 恵	金山前	4年	山本 麻衣	中央町	
			5年	横田 陽子	紺屋浴団地	5年	◎ 児島 春奈	御崎町	6年	田中 多加良	浴団地	
	地 区 評 議 員	光 井 つ 子 見 守 り 隊	6年	川口 さやか	濃厚	6年	細川 優理	紺屋浴	5年	西本 智美	緑ヶ丘・緑ヶ丘団地	役員数 11
			5年	下臺 綾子	脇田	4年	山根 奈都美	戸仲新宮	2年	濱田 麻美	宮元町	
			3年	○ 森光 昌子	浴・鮎新鮎帰・森ヶ峠	5年	小村 凌	中央町	6年	◎ 宮野 睦子	県営住宅	
6年			坂根 歩	高畑明光	5年	廣田 美緒	長尾台・西ヶ迫					

《 令和8年度 各専門部の主な活動予定 》

光井小学校

<p>学び合い部会（R7 まで知育部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎子どもの知育的な課題に取り組む活動 ○学習ボランティア（計算丸つけ、読み聞かせなど） ○人権教育講演会 ○卒業式に関する準備 ○研修会等への参加 ○選書会補助（隔年 次回は令和9年度） ○リサイクル制服販売 ◆知育に関わる広報活動（広報誌の写真・紙面担当） □小中合同CS（会議に参加） <p style="text-align: right;">※必要に応じて部会を開く</p>
<p>心豊か部会（R7 まで徳育部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎子どもの徳育的な課題に取り組む活動（例：「みついの日」のあいさつ運動等） ○親子奉仕作業（年2回） ○ベルマーク作業 ○人権教育に関する研修会参加 ○いどばた人権考座参加 ◆徳育に関わる広報活動（広報誌の写真・紙面担当） □小中合同CS（会議に参加） <p style="text-align: right;">※必要に応じて部会を開く</p>
<p>すこやか部会（R7 まで体育部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎子どもの保健・体育的な課題に取り組む活動（例：親子で柔軟性を高める体操教室等） ○水泳学習監視ボランティア ○学校保健安全委員会への参加（年2回） ○親子料理教室（年1回） ○学習環境整備のお世話（プール清掃など） ◆保健・体育に関わる広報活動（広報誌の紙面担当） □小中合同CS（会議に参加） <p style="text-align: right;">※必要に応じて部会を開く</p>
<p>光井っ子見守り隊（R7 まで地域・環境部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎子どもの地域教育的な課題に取り組む活動（例：危険箇所点検等） ○交通指導の当番表作成 ○登校班編成 ○パトロール <p>※必要に応じて部会を開く</p>
<p>執行部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○PTA 総会実施 ○常任理事会実施（年3回程度） ○市P 連関係会議、県P 連関係会議 ◆広報活動（広報誌の紙面、写真担当年3回） □小中合同CS（会議に参加） ○評議員会開催 ○コミセン運営委員関係 ○新年度役員選出 <p style="text-align: right;">※必要に応じて部会を開く</p>

【市・学校行事等の動員要請】

光市教育フォーラム 8月 光市いどばた人権考座 9月 人権教育講演会 11月
 光市人権を考えるつどい 12月 光井地区人権教育推進大会 1月
 光市青少年健全育成大会 2月 その他学校行事

令和8年度 PTA会計 予算（案）

1 収入の部

（単位 円）

項 目	昨年度決算額	今年度予算額	備 考
1 繰り越し金	484,405	542,894	
2 会費	903,600	952,200	児童 長子250円×12月×227人 =681,000円 次子200円×12月×73人 =175,200円 職員 250円×12月×32人 =96,000円
3 雑収入	7,036	906	
利 子	884	906	
雑収入	6,152	0	
収入合計	1,395,041	1,496,000	

2 支出の部

科 目	昨年度決算額	今年度予算額	備 考
事務費	16,268	30,000	ベルマーク送料・印刷機インク等
会議費	0	15,000	市P連総会費等
慶弔費	74,000	120,000	餞別・香典等
文化活動費	254,216	425,000	
（活動促進費）	48,811	115,000	駐車場案内委託・ 交通指導員さん謝礼等
（広報誌印刷）	135,300	200,000	広報みつい印刷
（保険料）	67,550	70,000	交通指導保険料
（執行部）	0	10,000	活動費
（学び合い部）	79	10,000	活動費
（心豊か部）	2,366	10,000	活動費
（すこやか部）	110	10,000	活動費
図書費	257,340	150,000	児童図書・小学生新聞
児童活動費	165,288	400,000	行事補助等
旅 費	0	10,000	
負担金	85,035	100,000	県P連負担金・PTA安全会費・緑の募金
予備費	0	246,000	
支 出 合 計	852,147	1,496,000	

令和8年度 PTA事業会計 予算 (案)

1 収入の部

(単位 円)

項 目	昨年度決算額	今年度予算額	備 考
前年度繰越金	426,970	426,970	
バザー収益	4,500	5,000	制服販売
雑収入	428,765	0	
利息	1,178	1,030	
収 入 合 計	861,413	433,000	

2 支出の部

科 目	昨年度決算額	今年度予算額	備 考
折りたたみ椅子,電波掛時計, モンターナウッドトイ	4,827	0	卒業記念品代不足分補助
支出合計	4,827	0	

光市立光井小学校PTA会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は、光市立光井小学校PTAとい事務局を光井小学校におく。
- 第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童が、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ることを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。
- (1) よい保護者、よい教師になるための研修に努める。
 - (2) 児童の心と体の健康増進に努める。
 - (3) 家庭・学校・社会における児童の健全育成に努める。

第 2 章 会 員

- 第 4 条 この会の会員は、光井小学校に在籍する児童の保護者と教職員とする。

第 3 章 役 員

- 第 5 条 この会には、次の役員をおく。
- | | | |
|---------------|-----------|---------|
| 会 長 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 名 |
| 副 会 長 | ・ ・ ・ ・ ・ | 男女各 1 名 |
| 書 記 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 名 |
| 監 事 | ・ ・ ・ ・ ・ | 男女各 1 名 |
| 事 務 局 長 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 名 |
| 会 計 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 名 |
| 専 門 部 部 長 | ・ ・ ・ ・ ・ | 4 名 |
| 専 門 部 副 部 長 | ・ ・ ・ ・ ・ | 4 名 |
| 教 職 員 代 表 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 名 |
| 専 門 部 担 当 教 員 | ・ ・ ・ ・ ・ | 若干名 |

- 第 6 条 役員を選出は次のとおりとする。
- (1) 会長、副会長、書記、監事は、評議員会で推薦し、総会で承認を受ける。
 - (2) 専門部長、同副部長は、専門部会で選出し、総会で報告する。
 - (3) 事務局長、会計、教職員代表は、校長が推薦し、会長が委嘱して総会で報告する。
- 第 7 条 役員任期は1ケ年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第 8 条 役員任務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表して会務を統括する。総会、評議員会、常任委員会を招集し、これを運営する。
 - (2) 副会長は、会長を助け、会長不在の場合は職務を代行する。
 - (3) 会計は、総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。

第 4 章 参 与

- 第 9 条 この会に参与をおく。参与は校長とし、この会の運営に参画する。

第 5 章 顧 問

第 10 条 この会に顧問をおく。顧問は前会長とする。

第 6 章 評議員

第 11 条 学年評議員は、当該学年会員により 1, 3, 5 学年は 6 名、2, 4, 6 学年は 3 名程度選出する。任期は、小中 9 年間のうち児童一人につき 1 年間とする。

第 12 条 地区評議員は、当該地区会員により選出する。定数については細則で定める。

第 7 章 総 会

第 13 条 総会は、この会の最高決議機関であって、会長、副会長、監事、書記、予算及び決算の承認、会則の改正その他重要事項を決議する。

第 14 条 総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は、毎年度初め臨時総会は、緊急必要なときに招集して行う。

第 15 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。ただし委任状を認める。

第 16 条 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。

第 8 章 評議員会

第 17 条 評議員会は、役員、参与、評議員で構成し、会長が招集する。

第 18 条 評議員会は、総会に次ぐ決議機関で、次の事項を決議する。
会長、副会長、書記、監事の推薦。追加更生予算、細則の決定。
その他、この会の目的達成に関する事項。

第 19 条 評議員会は、定数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成による。

第 20 条 評議員会は、総会、常任委員会に対して共同の責任をもつ。

第 9 章 常任委員会

第 21 条 常任委員会は、役員、参与で構成し、必要に応じて会長が招集する。

第 22 条 常任委員会は、この会の企画・運営に当たる。

第 10 章 専門部会

第 23 条 この会は、次の 4 つの専門部を設けて、第 3 条の活動を分担して行う。

- (1) 学び合い部会
- (2) 心豊か部会
- (3) すこやか部会
- (4) 光井っ子見守り隊

第 24 条 評議員・教職員は、いずれかの部に所属する。

第 25 条 各専門部は、部長 1 名、副部長 1 名、専門部担当教員若干名をおく。各専門部で部長職を経験した者は、今後専門部での部長職を免除とする。

第11章 会 計

第26条 この会の経費は、会費等の収入でまかなう。

第27条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12章 付 則

第28条 この会の運営に関する必要な細則は、評議員会の議決を経て定める。

第29条 この会則は、平成 2年 4月 1日から実施する。

一部改正 平成 6年 4月 1日

一部改正 平成 8年 4月 1日

一部改正 平成10年 4月 1日

一部改正 平成13年 4月 1日

一部改正 平成14年 4月 1日

一部改正 令和 元年 2月18日

一部改正 令和 4年11月10日

一部改正 令和 8年 4月 1日

施 行 細 則

第 1章 会の運営について

第 1条 総会、評議員会では、副会長が議長を務め、書記が記録の仕事を行う。

第 2条 常任委員会では、会長が議長を務め、書記が記録の仕事を行う。

第 2章 専門部員について

第 3条 学年評議員は、**学び合い部員と心豊か部員とすこやか部員**になる。

第 4条 学年評議員は、**学び合い部会・心豊か部会・すこやか部会**に、それぞれ分かれて所属する。

第 5条 地区評議員は、**光井っ子見守り隊**に所属する。

第 3章 地区評議員の定数について

第 6条 1 地区評議員の定数は、**11名**とし、次の各地区割から1名を選出する。
地区評議員は、学年評議員と兼ねることができる。**(負担でない場合)**

(1) **金山前・後・錦町・宮元町** (2) **緑ヶ丘団地・緑ヶ丘**

(3) **長尾台・西ヶ迫** (4) **中央町・戎町**

(5) **戸仲・新宮・御崎町** (6) **紺屋浴**

(7) **紺屋浴団地・高畑・明光・浴団地**

(8) **浴・鮎新・鮎婦・森ヶ峠AP** (9) **脇田**

(10) **淳厚** (11) **県営住宅**

2 前1項の地区割が、複数の地区から構成される場合((1)、(4)、(5)、(7)、(8))は、同地区割の中で、地域・環境部員が選出されていない地区から、連絡係を1名選出する。**複数の地区から構成されていない場合であっても、地区における協議で必要となった場合は、連絡係を選出する。**

3 前2項により、各地区割での運営が困難であることが認められる場合は、評議員会の決定により地区評議員の数を変更することができる。

- 4 前1項の地区割については、各地区の戸数の動向により、執行部と光井っ子見守り隊とで、世帯数の減少等に伴い、必要に応じて見直しについての協議を行うようにする。

第 4 章 P T A 会費について

- 第 7 条 1月あたり、長子は250円とし、次子以下は、200円とする。
教職員の会費は、長子に準ずる。

第 5 章 旅費に関する規定

- 第 8 条 光市立光井小学校 P T A の旅費規程を下記のように定める。

- 第 9 条 1 旅費は、交通費及び日当とする。

- 2 前項の旅費計算は、次のとおりとする。

- (1) 公共交通機関を使用する場合

- 利用した公共交通機関の交通の実費を支給する。
(特急・急行料金、座席指定料金も含む。)

- (2) 自家用車を使用する場合

- 1kmにつき30円×往復距離(km未滿は切り捨て)
○ 高速道路利用の時は高速利用料金も支払う。
○ 他人の自家用車に便乗の時は、交通費は支給しない。

- (3) 日当

- 1日につき、1000円とする。

- 第10条 光市小・中学校 P T A 連合会から旅費(交通費・宿泊料)が出る場合は、実費との差額(不足分)を本 P T A 会計から支給する。

- 第11条 この規定の改正または変更は、常任委員会の決議を経るものとする。

第 6 章 付 則

- 第12条 この細則は、平成 2年 4月 1日より実施する。

平成 6年 4月 1日 一部改正

平成 7年 4月 1日 一部改正

平成 8年 4月 1日 一部改正

平成10年 4月 1日 一部改正

平成11年 4月 1日 一部改正

平成12年 4月 1日 一部改正

平成13年 4月 1日 一部改正

平成14年 4月 1日 一部改正

平成16年 4月 1日 一部改正

平成18年 4月 1日 一部改正

平成20年 4月 1日 一部改正

令和 元年 2月18日 一部改正

令和 4年 4月21日 一部改正

令和 4年11月10日 一部改正

令和 6年 4月22日 一部改正

令和 7年 4月21日 一部改正

令和 8年 4月 1日 一部改正

光井小学校PTA慶弔規定

1 本会の慶弔規定を次の通り定める。

(1) 弔事の場合は、本会の代表者が会葬し、次の額の香典を供えて弔意を表すものとする。

- ア 光井小学校児童が死亡した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・10,000円
- イ 会員が死亡した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10,000円
- ウ 教職員の一親等（同居二親等）以内の家族が死亡した場合・・ 3,000円

(2) 禍事の場合は、次の額の見舞金を送って慰意を表すものとする。

- ア 児童・教職員が負傷または疾病のため、1ヶ月以上の入院をした場合
3,000円
- イ 児童及び保護者・教職員が天災その他、本人の生活に大きな被害を受けた場合は合議の上、見舞金を送る。

(3) 執行部・専門部長並びに教職員の転退任の場合は、記念品または餞別を贈って、その労をねぎらうものとする。

また、教職員については、餞別とは別に、餞別と同額の記念品を、児童を通じて贈ることとする。

- ア 会 長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円
- イ 副会長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円
- ウ 監 事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,000円
- エ 書 記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2,000円
- オ 専門部長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,000円
- カ 教職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,000円

(4) 教職員の慶事（表彰・結婚）に際しては、5,000円を贈って祝意を表すものとする。

(5) 上記の規定以外に、会長が必要と認めるときは、常任委員会の議決により執行することができるものとする。

2 この規定の改正または変更を必要とするときは、常任委員会で起案し、評議員会で審議して、次の総会で承認を受けるものとする。

一部改正 平成21年 4月 1日

保護者の皆様へのお願い

① 自動車の学校乗り入れについて

児童の安全面から次の点についてご協力をよろしくお願いいたします。

参観日・懇談会

駐車場は運動場です。南門からお入りください。

出口は、行事によって異なりますので、学校からの案内文書やメールをご覧ください。

引き渡し訓練・非常時

駐車場は運動場です。南門から乗り入れ、帰りは、北門から出て、左折でお願いします。

事情により送迎が必要な場合

○登校班で登校できない場合

必ず、登校班の班長等にご連絡ください。

○東門下の駐停車について

東門下に送迎のため駐車される場合は、最徐行を厳守してください。

また、歩行者の通路が確保できるよう、駐停車位置にご配慮ください。

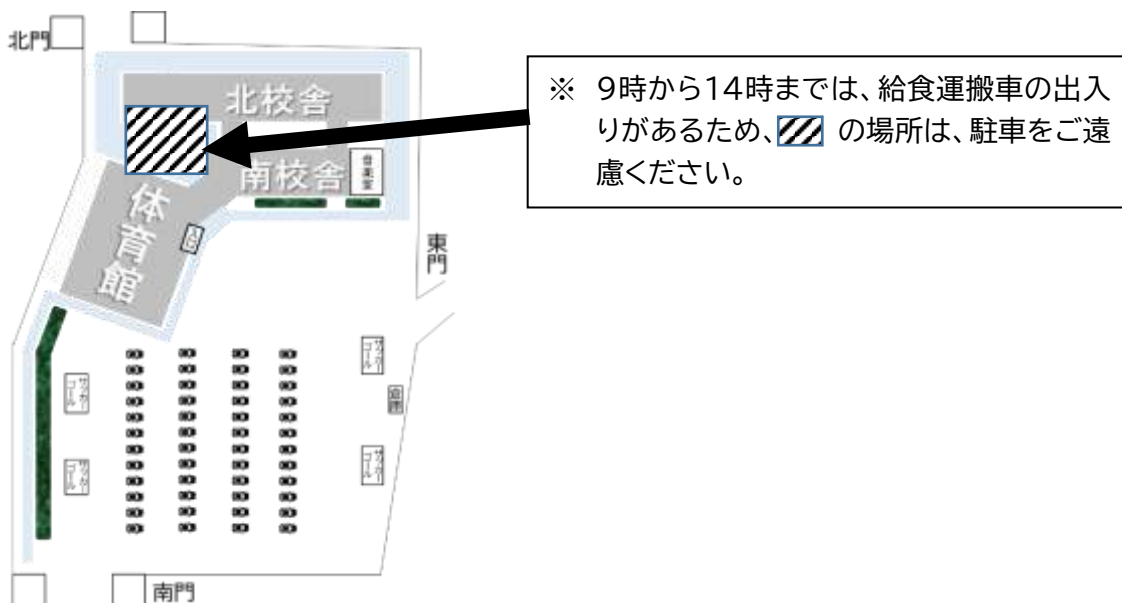
東門から登校する児童の登校時刻と重ならないよう、可能な限り、7:50以降でお願いします。

下校時の送迎につきましても、児童の下校時刻を考慮し、可能な限り、時間帯をずらすなど、安全面にご留意ください。

○お子様の体調が悪いときやけがの時の送迎について

北門から入り、玄関近くに駐車されても構いません。

ただし、9時から14時までは給食車が出入りするため、下記の場所は駐停車禁止となります。その際の駐停車の場所につきましては、学校にご相談ください。



サンホーム迎え

16:30までは東門下、それ以降は北門からお願いします。

② 欠席について

- 欠席連絡フォーム、連絡帳、電話等で必ず始業前(8:10)までにお知らせください。
- 連絡帳で連絡される場合は、欠席理由と連絡帳を預ける児童氏名とその児童の学年・組をその都度連絡帳に書いて担任に届けてください。
- 欠席連絡フォームを活用される場合には、必ずしも連絡帳を預ける必要はありません。



③ 来校について

- 名札を必ず持参してください。
※保護者用の名札は、入学式で配付します。
- 参観日以外は、用件を事務室や職員室に必ず教えてください。
- 参観日等の行事の際の靴箱は、体育館東側靴箱が保護者用ですので、それを使用してください。
- 上履き用のスリッパ等は各自で持参してください。

④ 携帯電話について

- 児童が携帯電話を学校に持ち込むことは、原則禁止です。

令和8年度 光市立光井小学校教室配置図

